

土岐川庄内川流域委員会（仮称）の運営について

情報公開について（案）

（主 旨）

土岐川庄内川流域委員会（仮称）規約（案）第5条に基づき、情報公開に関し必要な事項を定めるものです。

（会議の公開）

会議は原則として公開とします。ただし、個人に関わることや、特定の野生動植物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部又は全部を非公開とすることができます。非公開にする内容については、委員長が決定します。

（取 材）

会議の円滑な進行のため、会議風景の撮影は原則として冒頭の委員長の挨拶までとし、発言の記録は、会議の進行に支障をきたさない範囲とします。

（会議の聞き方）

会議の聞き方に関しては、議事を円滑に進めることを目的に「傍聴にあたってのお願い」を定めます。

（情報の提供方法）

開催案内などの情報提供については庄内川工事事務所ホームページ、ニュースレター、中部地方整備局記者クラブへの資料配付等にて行います。